令和４年９月２８日

関係機関　各位

西之表市高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて

日頃から本市の介護保険制度にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和4年9月2日付け西之表市高齢者支援課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」により、申請方法を統一しております。

現在、要介護認定の臨時的な取扱いによる申請については、更新申請書に居宅介護支援経過の写しを添付してもらっていますが、新たに『要介護更新認定・要支援更新認定の臨時的な取扱いに関する同意書』（以下「同意書」という。）を作成しましたので、今後は更新申請書に居宅介護支援経過の写しまたは同意書を添付することで、臨時的な取扱いによる申請とします。

度重なる連絡となり大変申しわけありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、この臨時的な取扱いについては、政府の動向等により変更が生じる可能性がございますことを申し添えます。

記

【対象となる場合】要介護更新認定及び要支援更新認定

　　　　　　　　　・入所施設や医療機関において面会が困難な場合。

　　　　　　　　　・被保険者やご家族が感染等または感染リスクを避けるため、面会を拒否した場合。

【申請方法】変更前

・更新申請書　＋　居宅介護支援経過の写し

　　　　　　**変更後**

**（※下記どちらかの申請をもって、臨時的な取扱いによる申請とします。）**

**・更新申請書　＋　居宅介護支援経過の写し**

**・更新申請書　＋　同意書**

【変更開始日】令和4年9月28日（水）

連絡先

西之表市高齢者支援課介護保険係

担当　水口

電話　22-1111（内線362）